

技術 S E 業務委託契約書（案）

山梨県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、技術 S E 業務委託について、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第 1 条 甲は、日常的な業務の遂行のための情報システム構築等に係る技術的支援（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託業務の内容）

第 2 条 委託業務の内容は、別添「技術 S E 業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

（委託期間）

第 3 条 この契約による委託期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までとする。

（契約金額）

第 4 条 本契約の契約金額及び月額委託料は、次の各号のとおりとする。

- | | | |
|----------|---|-----------------------------------|
| （1）契約金額 | 金 | 円（契約金額のうち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 金 円） |
| （2）月額委託料 | 金 | 円（月額委託料のうち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 金 円） |

（契約保証金）

第 5 条 乙は、この契約の締結と同時に、甲に契約保証金として金 円を納付するものとする。ただし、山梨県財務規則（昭和 3 9 年山梨県規則第 1 1 号）第 1 0 9 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(調査等)

第6条 甲は、乙の委託業務の処理状況について調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の実施に関して必要な指示を乙に与えることができるものとする。

(委託の方法)

第7条 甲は、委託期間において、各業務に関する成果品の納期を設定し、乙に通知するものとする。

2 前項の通知について不明瞭な箇所があるときは、甲乙協議して定めるものとし、軽微なものについては甲の指示によるものとする。

(納品)

第8条 乙は、前条により委託業務の成果品を、甲の指定する納期限までに納品するものとする。

(検収)

第9条 甲は、第8条により納品のあった日から10日以内に検収するものとする。

2 前項の検収の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届けを提出して検査を受けなければならない。この場合の再検収の期日については、前項の規定を準用する。

(委託料の支払)

第10条 乙は、前条の規定による甲の検収を受けた後、甲に対して当該月分の月額委託料の支払を請求するものとし、甲は乙からの適法な請求書を受領したときは、その日から30日以内に当該月分の月額委託料を支払うものとする。

(支払遅延利息)

第11条 甲が、その責めに帰すべき事由により、前条の支払期限までに月額委託料を支払わない場合は、遅延日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を、遅延利息として乙に支払うものとし、その端数計算については同条第2項の規定による。

(履行遅延違約金)

第12条 乙は、その責めに帰すべき事由によって、履行期限までに委託業務を完了することができない場合は、遅延日数に応じ、契約金額（遅延による支障が少ないと認められるものにあつては、未履行部分に相当する額）に対して、民法（明治29年法律第89号）第404条に定める法定利率で計算した額を履行遅延違約金として甲に支払わなければならない。ただし、履行遅延違約金の全額が百円未満であるときは、この限りでない。

（契約の解除）

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

- （1）この契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- （2）この契約の履行に当たり、不正な行為があると認められるとき。
- （3）第16条の規定によらないで、この契約の解除の申出があつたとき。
- （4）その他契約上の義務を履行しないと認められるとき。
- （5）乙又は乙の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者
- （6）乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したとき。
 - ア 公正取引委員会が、乙に違反行為があつたとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命

令（以下「排除措置命令等」という。）を行い、当該排除措置命令等が確定したとき。

イ 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして行った排除措置命令等に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟が提起され、当該訴訟について請求棄却または訴却下の判決が確定したとき。

ウ 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員または使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号による刑が確定したとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は、違約金として契約金額の10分の10に該当する金額を甲に支払うものとする。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、甲にその損失の補償を求めることができない。

（公正入札違約金）

第14条 乙は、前条第1項第6号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するかどうかを問わず、違約金として、この契約による契約金額の10分の2に相当する額を支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。

2 前項の場合において、乙が共同企業体であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者または構成員であった者に違約金の支払いを請求することができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の額を支払わなければならない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（危険負担）

第15条 委託期間中に委託事務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙が負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

（不可抗力による損害）

第16条 乙は、天災その他の不可抗力により、重大な損害を受け、契約の履行が不可能

となったときは、甲に対し、遅滞なくその理由を詳細に記した書類を提出し、この契約の解除を請求することができる。

2 甲は、前項の請求を受けたときは、直ちに調査を行い、乙が明らかに損害を受け、これにより契約の履行が不可能となったことが認められる場合は、乙の契約解除の請求を承認するものとする。

(個人情報の保護)

第17条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱については、契約書別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(情報セキュリティの確保)

第18条 乙は、本契約の業務処理に当たっては、契約書別記2「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守しなければならない。

(機密保持義務)

第19条 乙は、委託業務の遂行上直接若しくは間接に知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(権利の帰属)

第20条 本契約の履行に関連して得られた、プログラム及びドキュメント等の成果品の所有及び使用の権利は、甲が所有するものとする。

2 前項に規定する以外の著作権等の権利については、甲乙協議して定めるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第21条 乙は、本契約によって生じる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

第22条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(契約不適合責任)

第23条 第9条の検収完了後、成果品について仕様書との不一致（バグも含む。以下「契約不適合」という。）が発見された場合、甲は乙に対して当該契約不適合の修正等の履行の追完（以下「追完」という。）を請求することができ、乙は、当該追完を行うものとする。ただし、甲に不相当な負担を課するものでないときは、乙は甲が請求した方法と異なる方法による追完を行うことができる。

- 2 甲は、当該契約不適合（乙の責めに帰すべき事由により生じたものに限る。）により損害を被った場合、乙に対して損害賠償を請求することができる。
- 3 当該契約不適合について、追完の請求にもかかわらず相当期間内に追完がなされない場合又は追完の見込みがない場合で、当該契約不適合により本契約の目的を達することができないときは、甲は本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 4 乙が本条に定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、第9条の検収完了後であつて、かつ甲が当該契約不適合を知った時から1年以内に甲から当該契約不適合を通知された場合に限るものとする。ただし、検収完了時において乙が当該契約不適合を知り若しくは重過失により知らなかった場合、又は当該契約不適合が乙の故意若しくは重過失に起因する場合にはこの限りでない。
- 5 第1項、第2項及び第3項の規定は、契約不適合が甲の提供した資料等又は甲の与えた指示によって生じたときは適用しない。ただし、乙がその資料等又は指示が不相当であることを知りながら告げなかったときはこの限りでない。

(費用の負担)

第24条 本契約に要する費用は乙が負担するものとする。

(管轄裁判所)

第25条 この契約について訴訟等が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(契約に定めのない事項)

第26条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、山梨県財務規則の定めによるものとし、なお疑義があるときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和8年4月1日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県知事 長崎 幸太郎 印

乙
印